

# 豊後高田市における部落差別をはじめ あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

平成 17 年 3 月 31 日  
条例第 92 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の基本理念及び同和対策審議会答申の精神に則り、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図ることにより、平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、[第 4 条](#)に規定する施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するように配慮しなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(市の施策)

第 4 条 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために、啓発活動、教育対策その他人権擁護等に関する施策の推進に努めるものとする。

(実態調査)

第 5 条 市長は、前条に規定する施策の推進の実態等を把握するため、必要に応じて実態調査を行うものとする。

(審議会)

第 6 条 この条例の目的を達成するために必要な施策及びその推進に関する事項を審議するため、豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 7 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 豊後高田市教育委員会委員
- (3) 人権擁護委員
- (4) 民生委員
- (5) 各種団体の代表
- (6) 豊後高田市職員

(任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 9 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があるときは、関係者を会議に出席させて説明させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、人権・同和対策課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。